

(様式第1号(表紙))(R5.4)

提出日: R5年 10月 1日

計画期間の始期よりも前に提出してください
(計画期間始期と同日での提出不可)

高知 労働局長 殿

キャリアアップ助成金 《キャリアアップ計画書》

事業所名: 株式会社キャリアアップ

使用者側代表者名: 事業 太郎

労働組合等の労働者代表者名: 労働 花子

労働組合等の労働者代表者は、当該適用事業所における非正規雇用労働者も含むすべての労働者の代表者である。(チェックボックスに要チェック)	はい <input checked="" type="checkbox"/>
労働者からの意見の聴取方法について、以下ア、イ、ウのうちいずれかのチェックボックスにチェックを入れてください。 なお、ウを選択した場合は、括弧内にその聴取方法について記載してください。 ア: 社内掲示板、メール等の文書で周知し、意見を集約。 イ: 朝礼、説明会等の場で直接労働者に説明し、意見を集約。 ウ: その他 ()	ア <input type="checkbox"/> イ <input checked="" type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/>

注) 本助成金の支給要件は、本計画書提出時点ではなく正社員化等の各取組時点における支給要件により支給の可否が決定されますので、ご注意ください。

また、コース実施日の前日又はキャリアアップ計画期間開始日の前日まで(つまり、コース実施日とキャリアアップ計画期間開始日のいずれか早い方の前日)に計画を提出する必要があります。

なお、賃金規定等改定コースについては、令和4年9月1日から令和4年12月2日までの間に賃金規定等を3%以上増額改定した場合に限り、計画の提出を支給申請日まで受け付けます。

※管轄労働局確認欄

受付日: 年 月 日 確認日: 年 月 日

受付番号:

確認印:



【 共 通 事 項 】

(事業所情報欄)

① 事業主名	株式会社 キャリアアップ 代表取締役 事業太郎												
② 事業所所在地	(〒781-8560)												
	高知市大津乙2536-6												
③ 電話番号	088 (878) 5328								④事業所の 担当者		職業一郎		
⑤雇用保険適用 事業所番号	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	-	●
⑥労働保険番号	都道府県	所掌	管轄	基幹番号						枝番号			
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	-	▲	▲

(代理人・社会保険労務士による提出代行者または事務代理者欄)

⑦代理・代行	1 代理人	社会保険労務士	
		2 提出代行者	3 事務代理者
⑧代理人等氏名			
⑨所在地	(〒 -)		
⑩電話番号	()		

(キャリアアップ管理者情報)

①キャリアアップ管理者 情報 <u>※複数の事業所および労働者 代表との兼任はできません。</u>	(氏名): 事業次郎	提出日より前に配置
	(配置日): R5 年 4 月 1 日	
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業主または役員である <input type="checkbox"/> 事業主または役員ではない ※当てはまる方に☑をしてください。なお、事業主でも役員でもなく、かつ雇用されていない場合は管理者にはなれません。	
②キャリアアップ管理者 の業務内容	キャリアアップ計画の策定、制度の周知、実施等。 職責上の業務(営業や経理事務など)ではなく、キャリアアップ管理 者としての業務(ヒアリングや面接の実施など)を記載	

【キャリアアップ計画】

①キャリアアップ計画期間 ※計画期間(3年~5年)	R5年 11月 1日	~	R10年 10月 30日																								
②キャリアアップ計画期間中に講じる措置の項目 ※1 講じる措置の該当するコースの番号すべてに「○」をつけて下さい。 ※2 正社員化コース、障害者正社員化コースについては、()内の該当するものを「○」で囲んで下さい。	<table border="0"><tr><td>①</td><td>正社員化コース</td><td>(R6年 1月頃実施予定)</td></tr><tr><td></td><td>(正規雇用・勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員)</td><td></td></tr><tr><td>②</td><td>障害者正社員化コース</td><td>(R6年 3月頃実施予定)</td></tr><tr><td></td><td>(正規雇用等・勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員)</td><td></td></tr><tr><td>③</td><td>賃金規定等改定コース</td><td>(R6年 4月頃実施予定)</td></tr><tr><td>④</td><td>賃金規定等共通化コース</td><td>(R6年 4月頃実施予定)</td></tr><tr><td>⑤</td><td>賞与・退職金制度導入コース</td><td>(R6年 6月頃実施予定)</td></tr><tr><td>⑥</td><td>短時間労働者労働時間延長コース</td><td>(R6年 9月頃実施予定)</td></tr></table>			①	正社員化コース	(R6年 1月頃実施予定)		(正規雇用・勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員)		②	障害者正社員化コース	(R6年 3月頃実施予定)		(正規雇用等・勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員)		③	賃金規定等改定コース	(R6年 4月頃実施予定)	④	賃金規定等共通化コース	(R6年 4月頃実施予定)	⑤	賞与・退職金制度導入コース	(R6年 6月頃実施予定)	⑥	短時間労働者労働時間延長コース	(R6年 9月頃実施予定)
①	正社員化コース	(R6年 1月頃実施予定)																									
	(正規雇用・勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員)																										
②	障害者正社員化コース	(R6年 3月頃実施予定)																									
	(正規雇用等・勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員)																										
③	賃金規定等改定コース	(R6年 4月頃実施予定)																									
④	賃金規定等共通化コース	(R6年 4月頃実施予定)																									
⑤	賞与・退職金制度導入コース	(R6年 6月頃実施予定)																									
⑥	短時間労働者労働時間延長コース	(R6年 9月頃実施予定)																									
③対象者	<p><正社員化コース></p> <ul style="list-style-type: none">・雇用して〇〇以上の有期契約労働者等・有期実習型訓練修了者・〇〇以上継続して業務をしている派遣労働者 <p><障害者正社員化コース><短時間労働者労働時間延長コース></p> <ul style="list-style-type: none">・雇用して〇〇以上の有期契約労働者等 <p><賃金規定等改定コース><賃金規定等共通化コース><賞与・退職金制度導入コース><選択的適用拡大導入時処遇改善コース></p> <ul style="list-style-type: none">・有期契約労働者等																										
④目標	<p><正社員化コース></p> <ul style="list-style-type: none">・対象者のうち〇名程度に対して正規雇用・多様な正社員等(または直接雇用)への転換を図る。 <p><障害者正社員化コース></p> <ul style="list-style-type: none">・対象者のうち〇名程度に対して正規雇用・無期雇用・多様な正社員等への転換を図る。 <p><賃金規定等改定コース></p> <ul style="list-style-type: none">・対象者に適用される賃金規定等の増額を行う。 <p><賃金規定等共通化コース><賞与・退職金制度導入コース></p> <ul style="list-style-type: none">・共通の職務に応じた賃金規定等を導入し、基本給及び賞与・退職金制度導入することにより待遇の均衡を図る。 <p><選択的適用拡大導入時処遇改善コース></p> <ul style="list-style-type: none">・社会保険の適用拡大により、新たに被保険者になった労働者の処遇改善を図る。 <p><短時間労働者労働時間延長コース></p> <ul style="list-style-type: none">・対象者のうち希望する者の労働時間延長を図る。																										

⑤目標を達成するために講
じる措置

<正社員化コース>

・正規雇用・多様な正社員等（または直接雇用）にするための昇格試験を実施する。ただし、有期実習型訓練修了者については、職業能力証明シートの評価により判断する。

<障害者正社員化コース>

・正規雇用・無期雇用・多様な正社員等にするための昇格試験を実施する。

<賃金規定等改定コース>

・賃金規定等を就業規則に規定したうえで基本給の2%以上の増額を行う。

<賃金規定等共通化コース><賞与・退職金制度導入コース>

・共通の職務の内容について調査し、基本給及び賞与・退職金制度導入を行う。

<選択的適用拡大導入時処遇改善コース>

・対象者の基本給を一定の割合以上増額する。

<短時間労働者労働時間延長コース>

・労働時間についての希望を把握するための面接を実施する。

⑥キャリアアップ計画全体
の流れ

<正社員化コース>

正規雇用・多様な正社員等（または直接雇用）にするための制度整備を行い、対象者の範囲や制度内容を周知した上で、希望する有期契約労働者等を募集し、昇格試験の評価により正規雇用・多様な正社員等（または直接雇用）を判断する。

<障害者正社員化コース>

・正規雇用・無期雇用・多様な正社員等にするための制度整備を行い、対象者の範囲や制度内容を周知した上で、希望する有期契約労働者等を募集し、昇格試験の評価により正規雇用・無期雇用・多様な正社員等を判断する。

<賃金規定等改定コース>

・賃金規定等を就業規則に規定したうえで増額を行い、処遇改善につなげる。

<賃金規定等共通化コース><賞与・退職金制度導入コース>

・就業規則を見直し、共通の職務に応じた賃金規定等や賞与・退職金制度導入することにより、労働者間の待遇の均衡を図る。

<選択的適用拡大導入時処遇改善コース>

・労使合意に基づく社会保険の適用拡大により被保険者となった者の基本給を一定の割合以上増額し、処遇改善につなげる。

<短時間労働者労働時間延長コース>

・労働時間についての希望を把握したうえで対象者の労働時間の延長を行い、社会保険を適用する。